

定 款

令和 7 年 6 月 2 0 日施行

公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所

公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、京都市内の埋蔵文化財をはじめ、史跡、名勝等の文化財の調査、研究、保護及びその調査成果の公開、活用を行うとともに、文化財及び関連する施設等の管理を行うことにより、学術・文化の振興や地域社会の健全な発展等に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 埋蔵文化財及び史跡、名勝等の文化財の調査、研究及び保護に関する事業
- (2) 埋蔵文化財及び史跡、名勝等の文化財の活用及び保護意識の普及啓発に関する事業
- (3) 文化財及び文化財に関わる京都市から指定管理者の指定等を受けた施設の管理運営
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために必要な財産として別表で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の管理及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第11条 この法人が資金の借入をしようとするときは、理事会及び評議員会の決議を受けなければならない。

(公益充実資金の管理)

第12条 公益充実資金の管理は別途、理事会で定める手続きによる。

第4章 評議員

(評議員)

第13条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員長とする。
- 3 評議員長は、評議員会において選任する。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益社団法人又は公益財団法人を除く。)の次のアからエに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体において職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第8号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を京都府知事に届け出るものとする。

(評議員の任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第16条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員に対しては、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準及び金額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

- (4) 定款の変更
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (9) 理事会において評議員会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

- 2 評議員長に事故あるとき又は、評議員長が欠けたときは、出席した評議員の互選によって議長を選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び会議に出席した評議員から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第25条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める。

第6章 役員

(役員の設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐して、この法人の業務を執行し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、この法人に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

(3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

(4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査を行うことができる。

(役員の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を京都府知事に届け出なければならない。

(役員の解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第32条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(責任の免除又は限定)

第33条 この法人は、法人法第198条において準用される同法第111条第1項に規定される役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び相談役)

第34条 この法人に、顧問及び相談役を、それぞれ若干名置くことができる。

2 顧問は、学識経験者等のうちから、理事会において選任する。

3 相談役は、この法人に対する功績が特に顕著と認められる者を、理事会において選任する。

4 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び相談役の職務)

第35条 顧問及び相談役は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 評議員会で定めるもの以外の規程等の制定、変更及び廃止
- (5) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第33条に定める責任の免除

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前条第2項の場合の理事会の議長は、当該理事会において理事の中から選出する。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第28条第4項に規定する理事の職務の執行状況の報告については、適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

3 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、京都府知事の認定を受けなければならない。

4 認定法第13条第1項各号に掲げる事項に係る変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を京都府知事に届け出なければならない。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第46条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所長、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

3 所長、事務局長は、理事会の承認を得て、理事長が任命する。

4 職員は、有給とする。

5 事務局の組織、運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(書類及び帳簿の備付等)

第49条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(5) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準

(6) 事業計画書及び収支予算書

(7) 事業報告、正味財産増減計算書及び貸借対照表並びにこれらの附属明細書

(8) 財産目録

(9) 監査報告書

(10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第50条第2項の規定によるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第50条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(個人情報の保護)

第51条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(公告)

第52条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告を行うことができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補 則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、井上満郎とする。

別表 移行時の基本財産(第5条関係)

財産種別	金額・物量等
現金預金	10,000,000円
土地	1,147.25㎡ 京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番1
	498.98㎡ 京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番2
	637.18㎡ 京都市伏見区毛利町150番
	942.37㎡ 京都市伏見区深草泓ノ壺町14番4

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、評議員会の決議の日(平成29年3月14日)から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、評議員会の決議の日(令和7年6月20日)から施行する。